

楽しくなければ、吹矢じゃない！

スポーツ吹矢 規則集



SPORTS FUKIYA

一般社団法人 スポーツ吹矢振興協会

2025年6月1日 第5版

目次

会員規約	2頁
地域支部規定	5頁
指導員規約	9頁
段位級位認定規則	16頁
大会規則	27頁
競技規則	29頁
審判規則	34頁
公認審判員規約	38頁
一般社団法人スポーツ吹矢振興協会 受験料・認定料・会費等一覧	43頁

【会員規約】

<目的・趣旨>

第1条 本規約は、「一般社団法人スポーツ吹矢振興協会」（以下本会とする）の定款で定められた会員に関する規定である。

<会員の種類>

第2条 会員の種類は以下の4種類とする。

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (一) 一般会員 | 本会の目的・主旨に賛同して入会した個人又は団体 |
| (二) 正会員 | 社員総会に出席する会員 |
| (三) 賛助会員 | 本会の事業などに賛同する目的で入会した個人又は団体 |
| (四) 名誉会員 | 本会の設立、運営に功労があり、理事会で承認された個人又は団体 |

<入会の手順>

第3条 本会に入会を希望する者は、以下の手続きを行う。

- (一) 本会の入会申込書に必要事項を記入して本会に提出する。
- (二) 入会金は無料。

<会員の登録>

第4条 入会申込書の到着・確認をもって本会の会員名簿に登録する。

- 2、 他団体から入会する場合、他団体での段位級位は、それらを証明するものがあれば本会でも同等の段級位として認める。また支部長、公認指導員などの資格も、それらを証明するものがあれば本会でも同等の資格とする。
- 3、 会員には本会の会員証を発行する。再発行の手数料は500円とする。
- 4、 地域支部に所属する会員は、その一つの支部に限って所属できる。

<年会費>

第5条 年会費は無料とする。

<会員の義務>

- 第6条** 会員は「スポーツ吹矢」が生涯スポーツそして国民的スポーツとして育ち、広まるよう「スポーツ吹矢」の普及に努める。
- また会員は諸法令に従い、本会の定款及び諸規定・諸規則を守らなければならない。

<会員の権利>

- 第7条** 会員は、次の権利を持つ。
- (一) 本会の段位級位(マスターズクラス段位を含む)認定試験を受験できる。
 - (二) 本会の各種資格認定試験を受験できる。
 - (三) 5人以上の会員で本会公認の支部を設立できる。
 - (四) 本会が主催する各種大会、競技会に、開催規則に則り出場できる。

<会員との交流>

- 第8条** 会員は会報などを通して本会から様々な情報を得ることができる。
- また本会は会員からの提言を重視し、運営の参考とする。

<退 会>

- 第9条** 本会を退会するときは本会に退会届書を提出する。

<除 名>

- 第10条** 本会の名誉を傷つけたり、本会の目的に違反したりするような行為があった場合は社員総会の議決を経て除名することができる。その場合、対象となる会員に対して社員総会の1週間前までに理由を明らかにして除名する旨を通知し、社員総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

<再入会>

第 1 1 条 本会へ再入会するものは、再入会申請書を本会へ提出する。再入会をしたときの段位級位や資格は、退会時のままとする。ただし公認指導員の資格については、再度資格認定試験に合格しなければならない。また除名された会員は、いかなる理由があっても再入会することはできない。

<改 定>

第 1 2 条 本会員規約の改定は理事会と社員総会に提議して決議、承認のうえ施行する。

<付 則>

本規則・規約は、2023年6月1日より施行する。

【地域支部規定】

<目 的>

第1条 一般社団法人スポーツ吹矢振興協会（以下、本会という）に地域支部（以下、支部という）を設置して、地域でのスポーツ吹矢の普及を図る。併せてスポーツ吹矢を通じ、地域の健康増進と生きがいの創出に努める。

<設立基準>

第2条 支部の設立には、次の基準を満たしていること。

- （一） 本会の会員5人以上のグループである。
- （二） 月例の練習会等地域の活動の母体である。

<名称・事務所>

第3条 名称は「スポーツ吹矢振興協会〇〇支部」等と称する。

- 2、 原則として市区町村名、又は所在地を代表する名称を入れることが望ましい。
- 3、 原則として市区町村名のみの名称は認められない。それらの上又は下に地域やグループを象徴する名前を付ける。
- 4、 「スポーツ吹矢」の名称は、登録商標のため使用できない。使用したい場合は、本会の承認を得ること。
- 5、 支部事務所は、支部会員の居住する市区町村に置く。

<設立及び変更申請>

第4条 設立基準を満たし設立を希望する場合は、本会所定の用紙に記入し、本会へ提出する。

- 2、 提出書類は次の通りとする。
 - （一） 「地域支部設立申請書」
 - （二） 「地域支部長経歴書」
- 3、 設立が承認された支部及び支部長に対して「支部認定証」及び「支部長証」を発行する。支部長の交代時には新たに「支部長証」を発行する。

- 4、 支部名の変更は「地域支部名変更申請書」、支部長の交代は「地域支部役員交代申請書」をそれぞれ本会に提出する。また他の支部又は個人会員への移行を希望する者は、支部長の同意を得て、現所属の支部長が「地域支部会員移行申請書」を本会へ申請する。
- 5、 支部認定後本会のホームページ等に掲載する。

<支部会員>

第5条 支部長の承認を得た本会の会員により構成する。

- 2、 当該支部の目的に反して、支部の活動を妨げる行為を行った会員に対して、支部長は支部役員会の同意を得て、支部を退会させることができる。

<支部の活動及び経費>

第6条 支部の目的を達成するために次の活動を行う。

- (一) 支部長は、本会の諸方針や本会の決定事項を会員に伝える。
- (二) 定例練習日を設け、スポーツ吹矢技術の向上や呼吸法の習得に努める。
- (三) 段位・級位・マスタース段位認定試験を開催する。
- (四) 支部の競技会の開催や本会及び各種大会へ積極的に参加する。
- (五) 支部は支部運営費として入会金及び月会費を独自に徴収することができる。
- (六) 支部の運営費は、支部の活動と維持向上のため支出する。

<役員の種類>

第7条 各支部には支部長その他、副支部長、会計、会計監査等の役員を置くことができる。

- 2、 副支部長、会計、会計監査等の役員は複数も可とする。なお役員会の決議により顧問を置くことができる。

<役員の選任>

第8条 支部役員の選任は、支部の総会の決議に基づき選出する。このうち支部長は、本会代表理事が任命する。

< 役員の職務 >

第 9 条 支部長は、該当支部を統括する。

- 2、 副支部長は、支部長を補佐する。支部長が不在のときは、支部長の職務を代行する。
- 3、 会計は、支部の会計業務を担当する。なお、支部会計の通帳は当支部専用の通帳とする。
- 4、 会計監査は、支部の会計業務及び帳簿類を監査する。

< 役員の任期 >

第 10 条 支部長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2、 支部長が不在になった時、新しく選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3、 任期満了においても、後任が任命されるまでは、その任に当たる。

< 役員の解任 >

第 11 条 支部役員が次の一つに該当する場合は、支部総会の議決によって、これを解任することができる。

- (一) 職務上の義務に違反、又は職務を怠ったとき。
- (二) 支部役員としてふさわしくない行為があったと認められたとき。
- (三) 職務の執行に支障があり、これに堪えられないと認められたとき。

< 支部の解散 >

第 12 条 支部が諸般の事情で解散又は活動を停止しなければならないときは、支部長（又はそれに準ずる者）名で「地域支部解散届出書」を、本会へ提出しなければならない。

< 改 定 >

第 13 条 本会員規約の改定は理事会と社員総会に提議して決議、承認のうえ施行する。

<付 則>

本規則・規約は、2023年6月1日より施行する。

【指導員規約】

公認指導員規約

<目 的>

第1条 一般社団法人スポーツ吹矢振興協会（以下、本会という）に公認指導員制度を設置して、会員を指導することでスポーツ吹矢の技術の向上を図る。
またスポーツ吹矢を地域に広く認知させ、その普及を図る。

<受験資格>

第2条 スポーツ吹矢歴2年以上かつ18歳以上で、三段位以上の段位保持者とする。

<資格認定試験>

第3条 公認指導員を認定するにあたり、原則として年2回、公認指導員資格認定試験（以下、認定試験という）を実施する。

- 2、 認定試験は、1）実技試験（合格基準は、三段位の実技得点と基本動作得点は40点満点で32点以上）、2）学科試験合格基準は100点満点で70点以上、3）指導力審査の3種類の試験を行う。最終の可否は本会で決定する。
- 3、 認定試験は、本会又は本会より委託されたものが担当する。なお、それぞれの試験は2名以上で行う。
- 4、 認定試験に合格した者の認定日は、原則、当月末とする。
- 5、 認定された者には、「公認指導員認定証」及び「公認指導員証」を授与する。

<会 場>

第4条 認定試験は原則として、本会又は本会より委託された者が会場を準備し開催する。

<受験料及び認定料、資格維持費>

第5条 認定試験の受験料は、10,000円とする。受験料は本会へ納める。

- 2、 認定試験に合格後、認定料10,000円を本会へ納める。

3、 認定後、1年毎の認定月に資格維持費3,000円を本会へ納める。

※本会が決定した免除期間についてはその限りではない。

<推薦認定>

第6条 各地域での普及・振興を促進する上で必要と認める場合は、本会で審査し代表理事が認定する。

<資格及び権限>

第7条 公認指導員に認定された者は、次の資格及び権限を有する。

(一) 段位級位認定試験の審査員と審査補助員

(イ) 二段位以下の段位級位で公認指導員に認定された者は、自身の段位(マスタークラス段位を含む)までの審査権を有する。三段位以上で公認指導員に認定された者は、三段位(マスタークラス段位を含む)までの審査権を有する。

(ロ) 本会又は地域支部が、主催する段位級位認定試験の審査員又は審査補助員を務めることができる。

(二) 地域支部の設立への助言、指導を行うことができる。

<報 酬>

第8条 本会が依頼したスポーツ吹矢教室、体験会等の指導料については、必要に応じ本会が決定して支払う。

2、 本会が依頼した地域への普及活動による指導料については、本会が決定して支払う。

<資格の有効期限>

第9条 公認指導員の資格の有効期限は1年とする。

2、 年1回の資格維持費3,000円を納入することにより、公認指導員の資格認定維持期間を1年間延長する。

※本会が決定した免除期間についてはその限りではない。

<資格喪失及び休止>

第10条 公認指導員が認定後、1年毎に納める資格維持費を各年の認定月から3カ月（90日）を超過しても納めていない場合、資格を失う。ただし、段位資格は現状のままとする。

- 2、 その結果を受けて本会は、「公認指導員資格喪失通知書」を作成し、本人に通知する。
- 3、 資格を失った者が再び公認指導員の認定を受ける場合は、認定試験を受験し合格しなければならない。
- 4、 本会の目的・主旨に反する行為を行った場合は、理事会の過半数の決議をもって資格の有効期限に関係なく資格喪失の手続きをとることができる。この場合、資格維持費等は返還しない。
- 5、 公認指導員の資格を喪失した場合は、速やかに「公認指導員認定証」及び「公認指導員証」を本会へ返還しなければならない。
- 6、 第12条に基づき除名になった者は再び公認指導員の認定を受けることはできない。
- 7、 公認指導員がやむを得ない理由によりその活動を休止する場合は、理由を記した「公認指導員休止届出書」を本会へ提出する。休止の期間でも資格維持費を納入していれば、公認指導員として活動を再開することができる。ただし、資格維持費を未納の場合は、資格失効となり、改めて認定試験を受験しなければならない。

<資格の返上>

第11条 資格を返上する場合は、「公認指導員認定証」、「公認指導員証」を本会へ返還する。

<除 名>

第12条 公認指導員が、次の各号の一つに該当する場合は、理事会の過半数の決議をもって除名となる。

- (一) 本会の定款又は規約・規則に違反したとき。
- (二) 本会の名誉を傷つけ又は目的・主旨に反する行為をしたとき。
- (三) その他正当な事由があるとき。

<改 定>

第13条 本会員規約の改定は理事会と社員総会に提議して決議、承認のうえ施行する。

<付 則>

本規則・規約は、2023年6月1日より施行する。

上級公認指導員規約

<目 的>

第1条 一般社団法人スポーツ吹矢振興協会（以下、本会という）に上級公認指導員制度を設置して、スポーツ吹矢の技術の向上を図る。またスポーツ吹矢を地域に広く認知させ、その普及を図る。さらに会員のみならず、公認指導員に対して指導、育成に携わっていく。

<受験資格>

第2条 公認指導員を1年以上経験して、かつ四段位以上の段位保持者とする。

<資格認定試験>

第3条 上級公認指導員の認定にあたり、原則として年2回、上級公認指導員資格認定試験（以下、認定試験という）を実施する。

- 2、 認定試験は1）実技試験（合格基準は四段位の実技得点と基本動作得点は40点満点で32点以上）、2）学科試験（合格基準は100点満点で80点以上）、3）指導力審査と活動報告を行う。最終の合否は本会で決定する。
- 3、 活動報告については、各人がこれまで行ってきた会員獲得、地域支部設立、公認指導員の育成をはじめ、地域、学校、医療機関等への公益活動を記述したものを提出することが望ましい。
- 4、 認定試験は、本会又は、本会が委託を受けた者が担当する。なお、それぞれの審査は2名以上で行う。

- 5、 認定試験に合格した者の認定日は原則、当月末とする。なお上級公認指導員認定試験に合格し認定された者の公認指導員資格は、同日に消失する。
- 6、 認定された者には、「上級公認指導員認定証」及び「上級公認指導員証」を授与する。

<会場>

第4条 認定試験の会場は、公認指導員資格認定試験会場に準ずる。

<受験料及び認定料、資格維持費>

第5条 認定試験の受験料は10,000円とする。受験料は本会へ納める。

- 2、 認定試験に合格後、認定料10,000円を本会へ納める。
- 3、 上級公認指導員認定後、1年毎の認定月に資格維持費5,000円を本会へ納める。
※本会が決定した免除期間についてはその限りではない。

<資格及び権限>

第6条 以下は上級公認指導員のみの資格及び権限とする。

- (一) 本会及び地域支部と連携をとりながら、行政、学校、地域で行う体験会、講座等の講師を務めることができる。
- (二) 審査権は次の通りとする。
 - (イ) 四段位を保持する上級公認指導員は、四段位(マスターズクラス段位を含む)までの審査権を有する。
 - (ロ) 五段位を保持する上級公認指導員は、五段位(マスターズクラス段位を含む)までの審査権を有する。
 - (ハ) 六段位を保持する上級公認指導員は、六段位(マスターズクラス段位を含む)までの審査権を有する。

<報酬>

第7条 本会が依頼したスポーツ吹矢教室、体験会等の指導料については、必要に応じ本会が決定して支払う。

- 2、 本会が依頼した地域への普及活動による指導料については、本会が決定して支払う。

<資格の有効期限>

第8条 上級公認指導員の資格の有効期限は1年間とする。

- 2、 年1回の資格維持費5,000円を納入することにより、上級公認指導員の資格維持期間を1年間延長する。

※本会が決定した免除期間についてはその限りではない。

<資格喪失及び休止>

第9条 上級公認指導員が認定後、1年毎に納める資格維持費を各年の認定月から3カ月（90日）を超過しても納めていない場合は資格を失う。ただし、段位資格は現状のままとする。

- 2、 資格を失った者が、再び上級公認指導員の認定を受ける場合は、公認指導員試験は免除されるが、上級公認指導員認定試験に合格しなければならない。
- 3、 本会の目的・主旨に反する行為を行った場合は、理事会の過半数の決議をもって、有効期限に関係なく資格喪失の手続きをとることができる。この場合、資格維持費等は一切返還しない。
- 4、 資格を失った者は、「上級公認指導員認定証」、「上級公認指導員証」を本会へ返還しなければならない。
- 5、 上記第3項により資格を喪失した者又は第11条に基づき除名になった者は、再び上級公認指導員の認定を受けることはできない。
- 6、 上級公認指導員が活動を休止する場合は、「上級公認指導員休止届出書」を本会へ提出する。休止の期間でも資格維持費を納入していれば、活動を再開することができる。ただし、資格維持費を未納の場合は、資格失効となり、改めて認定試験を受験しなければならない。

<資格の返上>

第10条 資格を返上する場合は「上級公認指導員認定証」、「上級公認指導員証」を本会へ返還する。

<除 名>

第11条 上級公認指導員が次の各号の一つに該当する場合は、理事会の過半数の決議をもって除名することができる。

- (一) 本会の定款又は規約・規則に違反したとき。
- (二) 本会の名誉を傷つけ又は目的・主旨に反する行為をしたとき。
- (三) その他正当な事由があるとき。

<改 定>

第 1 2 条 本会員規約の改定は理事会と社員総会に提議して決議、承認のうえ施行する。

<付 則>

本規則・規約は、2023年6月1日より施行する。

【段位級位認定規則】

＜総 則＞

本規則は、一般社団法人スポーツ吹矢振興協会（以下、本会という）の段位級位認定審査を公平、公正に実施することを目的とする。

段位認定試験制度規則

＜段位の種類と認定基準＞

- 第1条** 本規則は、会員のスポーツ吹矢技術の向上を、公正に評価するために設けた段位認定基準である。
- 2、 段位の認定基準は、初段位から八段位までとする。
- 3、 段位の認定は、実技試験の得点と基本動作試験の得点のそれぞれが、下記の合格認定基準以上とする。しかし、基本動作得点のみ満たない場合は、別途行う講習を受ければ段位認定する。

【段位認定基準】

段 位	距離	実施ラウンド数	実技得点	基本動作
初段位	8m	4 R	100点以上	基本動作ができる
二段位	9m	6 R	150点以上	基本動作ができる
三段位	10m	6 R	150点以上	32点以上
四段位	10m	6 R	162点以上	32点以上
五段位	10m	6 R	174点以上	35点以上
六段位	10m	6 R	186点以上	35点以上
七段位	10m	6 R	198点以上	37点以上
八段位	10m	6 R	204点以上	38点以上

※初段位・二段位については、正しい基本動作ができているか確認する。

※基本動作は40点満点。

- 4、 実技試験は、3分以内に5本吹き1ラウンドとする。

＜受験資格と受験期間＞

第2条 受験資格と受験期間は次の通りとする。

- (一) 本会の会員であれば、受験することができる。
- (二) 初段位の受験は、1級合格後30日を経れば受験することができる。
- (三) 初段位合格から三段位までを受験する者は、各段位とも合格後60日の期間を経れば上位の段位を受験することができる。
- (四) 四段位から五段位までを受験する者は、各段位とも合格後90日の期間を経れば上位の段位を受験することができる。
- (五) 六段位を受験する者は、五段位合格後120日の期間を経れば受験することができる。
- (六) 初段位から六段位までの段位認定試験に不合格の場合、翌日以降いつでも再試験を受けることができる。ただし、受験料はその都度納める。
- (七) 六段位に合格後180日で、七段位認定試験を受験することができる。
- (八) 七段位に合格後180日で、八段位認定試験を受験することができる。

＜六段位までの認定試験実施要項＞

第3条 六段位までの認定試験は、段位認定試験を主催する本会又は地域支部等が指定する会場にて適宜開催する。

- 2、 本会直営レーンで適宜開催する。
- 3、 段位認定試験に合格したら、公認指導員及び上級公認指導員、師範、准師範（以下、申請者）が「段位級位認定申請書」を本会へ提出する。
- 4、 六段位実技試験（基本動作試験含む）は、六段位以上を持つ上級公認指導員及び師範・准師範が担当する。
- 5、 六段位認定試験に合格した者は、申請者が「六段位認定申請書」に基本動作審査票を添付して本会へ提出する。

＜七段位の認定試験実施要項＞

第4条 七段位認定試験は、原則として年1回実施する。

- 2、 試験会場は、本会が指定する会場とする。

- 3、 七段位認定試験は、次の通り実施する。
 - (一) 本会が選任した者を試験官として実技試験（基本動作試験含む）を実施する。
 - (二) 七段位認定試験は、実技試験（基本動作試験含む）に合格した者は、本会の代表理事が面談を行い、可否について審議する。
 - (三) 代表理事は、本会が選任した者と協議の上、可否の最終決定をし、合格した者に認定証を発行する。

<八段位の認定試験実施要項>

第5条 八段位認定試験は、原則として年1回実施する。

- 2、 試験会場は、本会が指定する会場とする。
- 3、 八段位認定試験は、次の通り実施する。
 - (一) 本会が選任した者を試験官として実技試験（基本動作試験含む）を実施する。
 - (二) 八段位認定試験の実技試験（基本動作試験含む）に合格した者は、本会の代表理事が面談を行い、可否について審議する。
 - (三) 代表理事は、本会が選任した者と協議の上、可否の最終決定をし、合格した者に認定証を発行する。

<審査員と審査権>

第6条 段位認定試験の審査は、次の審査員が行う。

- (一) 公認指導員は、三段位までの審査権を有する。
 - (二) 上級公認指導員は、四段位までの審査権を有する。
 - (三) 五段位を持つ上級公認指導員は、五段位までの審査権を有する。
 - (四) 六段位を持つ上級公認指導員及び師範・准師範は、六段位までの審査権を有する。
 - (五) 本会の選任した者が、七段位・八段位の審査権を有する。
 - (六) 師範、准師範については、理事会で任命する。
- 2、 認定試験は、審査員と審査補助員による複数の人員で実施する。段位認定試験を実施する場合、審査員が審査補助員を任命する。審査補助員は、特に資格を必要としない。審査補助員の職務は、得点の記録、計算、確認等とする。

<受験料と認定料>

第7条 段位別受験料と認定料は、次の通りとする。

段 位	受験料	認定料
初段位	3,000円	3,000円
二段位		6,000円
三段位		
四段位		
五段位		10,000円
六段位	5,000円	30,000円
七段位		40,000円
八段位		

- 2、 受験料は、段位認定試験開催の主催者に納める。
- 3、 認定料は本会へ納める。
- 4、 障がい者会員の受験料は、初段位を無料とする。

<審査料>

第8条 段位認定試験の審査料は、審査員に対して、八段位までの段位に関係なく受験者が1名の場合1回3,000円、2名から8名までの場合1回5,000円、9名以上の場合1回10,000円とする。審査補助員に対して、八段位までの段位に関係なく受験者が1名の場合1回1,000円、2名から8名までの場合1回2,000円、9名以上の場合1回4,000円とする。

- 2、 審査料は、段位認定試験時に認定試験主催者が、審査員及び審査補助員に支払う。

<用具・服装・レーン・試矢・ラウンド・跳ね矢・判定>

第9条 受験者が受験に使用する用具は、本会の「競技規則」第2条に定められた規格の用具に限定する。

- 2、 服装については安全で軽スポーツに適した服装を着用する。ただし他の競技者への配慮に欠けた服装は厳禁とする。

- 3、 レーン・試矢・ラウンド・跳ね矢・判定については、競技規則を適用する。

<抗 議>

第10条 採点に関する受験者の抗議は、当該審査員が応答し裁定する。矢の回収開始後の抗議は認めない。

<改 定>

第11条 本会員規約の改定は理事会と社員総会に提議して決議、承認のうえ施行する。

<付 則>

本規則・規約は、2025年6月1日より施行する。

マスターズクラス段位認定試験制度規則

<マスターズクラス段位の種類と認定基準>

第1条 本規則は、会員のスポーツ吹矢技術の向上を、公正に評価するために設けたマスターズクラス段位認定基準である。

- 2、 マスターズクラス段位の認定基準は、マスターズクラス初段位からマスターズクラス六段位までとする。
- 3、 マスターズクラス段位の認定は、実技試験の得点と基本動作試験の得点のそれぞれが、下記の合格認定基準以上とする。しかし、基本動作得点のみ満たない場合は、別途行う講習を受ければ段位認定する。

【マスターズクラス段位認定基準】

段 位	距離	実施ラウンド数	実技得点	基本動作
マスターズ 初段位	7m	4 R	100点以上	基本動作ができる
マスターズ 二段位	7m	6 R	150点以上	基本動作ができる
マスターズ 三段位	8m	6 R	150点以上	32点以上
マスターズ 四段位	8m	6 R	162点以上	32点以上
マスターズ 五段位	8m	6 R	174点以上	35点以上
マスターズ 六段位	8m	6 R	186点以上	35点以上

※マスターズ初段位・二段位については、正しい基本動作ができていないか確認する。

※基本動作は40点満点。

4、 実技試験は、3分以内に5本吹き1ラウンドとする。

<マスターズクラス受験資格と受験期間>

第2条 受験資格と受験期間は次の通りとする。

- (一) 本会の会員であり、受験時に75歳以上であれば受験することができる。
- (二) マスターズクラス初段位の受験は、1級合格後30日を経れば受験することができる。
- (三) マスターズクラス初段位合格からマスターズクラス三段位までを受験する者は、各段位とも合格後60日の期間を経れば上位を受験することができる。
- (四) マスターズクラス四段位からマスターズクラス五段位までを受験する者は、各段位とも合格後90日の期間を経れば上位の段位を受験することができる。マスターズクラス六段位の受験は、マスターズクラス五段位合格後120日を経れば受験することができる。

- (五) マスターズクラス初段位からマスターズ六段位までの段位認定試験に不合格の場合、翌日以降いつでも再試験を受けることができる。
ただし、受験料はその都度納める。

<マスターズクラス六段位までの認定試験実施要項>

第3条 マスターズ六段位までの認定試験は、段位認定試験を主催する本会又は地域支部等が指定する会場にて適宜開催する。

- 2、 本会直営レーンで適宜開催する。
- 3、 マスターズクラス段位認定試験に合格したら、公認指導員及び上級公認指導員、師範、准師範（以下、申請者）が「マスターズクラス段位認定申請書」を本会へ提出する。
- 4、 マスターズクラス六段位実技試験（基本動作試験含む）は、六段位以上を持つ上級公認指導員及び師範・准師範が担当する。
- 5、 マスターズクラス六段位認定試験に合格した者は、申請者が「マスターズクラス六段位認定申請書」に基本動作審査票を添付して本会へ提出する。

<審査員と審査権>

第4条 マスターズクラス段位認定試験の審査は、次の審査員が行う。

- (一) 公認指導員は、マスターズクラス三段位までの審査権を有する。
- (二) 上級公認指導員は、マスターズクラス四段位までの審査権を有する。
- (三) 五段位を持つ上級公認指導員は、マスターズクラス五段位までの審査権を有する。
- (四) 六段位を持つ上級公認指導員及び師範・准師範は、マスターズクラス六段位までの審査権を有する。
- (五) 認定試験は、審査員と審査補助員による複数の人員で実施する。段位認定試験を実施する場合、審査員が審査補助員を任命する。審査補助員は、特に資格を必要としない。審査補助員の職務は、得点の記録、計算、確認等とする。

<受験料と認定料>

第5条 マスターズクラス段位別受験料と認定料は、次の通りとする。

段 位	受験料	認定料
マスターズ 初段位	3,000円	3,000円
マスターズ 二段位		6,000円
マスターズ 三段位		
マスターズ 四段位		10,000円
マスターズ 五段位		
マスターズ 六段位	5,000円	30,000円

- 2、 受験料は、段位認定試験開催の主催者に納める。
- 3、 認定料は本会へ納める。
- 4、 障がい者会員の受験料は、マスターズクラス初段位を無料とする。

<審査料>

第6条 マスターズクラス段位認定試験の審査料は、審査員に対して、段位に関係なく受験者が1名の場合1回3,000円、2名から8名までの場合1回5,000円、9名以上の場合1回10,000円とする。審査補助員に対して、段位に関係なく受験者が1名の場合1回1,000円、2名から8名までの場合1回2,000円、9名以上の場合1回4,000円とする。

- 2、 審査料は、マスターズクラス段位認定試験時に認定試験主催者が、審査員及び審査補助員に支払う。

<用具・服装・レーン・試矢・ラウンド・跳ね矢・判定>

第7条 受験者が受験に使用する用具は、本会の「競技規則」第2条に定められた規格の用具に限定する。

2、 服装については安全で軽スポーツに適した服装を着用する。ただし他の競技者への配慮に欠けた服装は厳禁とする。

3、 レーン・試矢・ラウンド・跳ね矢・判定については、競技規則を適用する。

<抗 議>

第8条 採点に関する受験者の抗議は、当該審査員が応答し裁定する。実技終了後、矢の回収開始後の抗議は認めない。

<補 則>

第9条 マスターズクラス段位と現行段位の認定に関して

(一) 現在当会の段位認定を受けている者は、所持している現行段位と同じマスターズクラス段位を無試験で認定を受ける事ができる。

(二) マスターズクラス段位の認定を希望する者は「段位・級位・マスターズ段位認定申請書」を本会へ提出する。

(三) 現行段位とマスターズクラス段位を取得している者は、状況に応じて、両者を使い分けることが可能である。

<改 定>

第10条 本会員規約の改定は理事会と社員総会に提議して決議、承認のうえ施行する。

<付 則>

本規則・規約は、2025年6月1日より施行する。

級位認定試験制度規則

<級位の種類と認定基準>

第1条 本規則は、会員のスポーツ吹矢の技術の向上を、公的に評価するために設けた級位認定基準である。

2、 級位の認定基準は、5級位から1級位までとする。

3、 実技試験のみ実施する。

4、 1級位までの認定は、公認指導員及び上級公認指導員、師範、准師範が実技得点により可否の判定をする。

5、 合格者については、公認指導員及び上級公認指導員、師範、准師範（申請者）が、「段位級位認定申請書」を本会に提出し、本会が当該の認定証を発行する。

【級位認定基準】

級 位	距離	実施ラウンド数	実技得点
5級位	5m	2 R	42点以上
4級位	5m	2 R	46点以上
3級位	5m	2 R	50点以上
2級位	6m	3 R	75点以上
1級位	7m	4 R	100点以上

<受験資格と受験期間>

第2条 受験資格と受験期間は、次の通りとする。

(一) 本会の会員であれば、性別、国籍を問わず受験することができる。

(二) 5級位から2級位まで、いずれの級位からでも受験することができる。尚、昇級合格後は、30日経れば次の級位を受験することができる。

(三) 級位認定試験に不合格の場合、翌日以降いつでも再試験を受けることができる。ただし、受験料はその都度納める。

< 審査員と審査権 >

第3条 公認指導員及び上級公認指導員、師範、准師範は5級位から1級位までの審査権を有する。

- 2、 認定試験は、審査員と審査補助員の複数の人員で実施する。級位認定試験を実施する場合、審査員が審査補助員を任命する。審査補助員は、特に資格を必要としない。審査補助員の職務は、得点の記録、計算、確認等とする。

< 受験料と認定料 >

第4条 受験料と認定料は、次の通りとする。

- (一) 5級位から1級位まで共通で、受験料は1,000円、認定料は1,500円とする。
- (二) 受験料は級位認定試験開催の認定試験主催者に納める。
- (三) 認定料は本会へ納める。

< 用具・服装・レーン・試矢・ラウンド・跳ね矢・判定 >

第5条 受験者が受験に使用する用具は、本会の競技規則第2条に定められた規格の用具とする。

- 2、 服装については安全で軽スポーツに適した服装を着用する。ただし他の競技者への配慮に欠けた服装は厳禁とする。
- 3、 レーン・試矢・ラウンド・跳ね矢・判定については、競技規則を適用する。

< 抗 議 >

第6条 採点に関する受験者の抗議は、当該審査員が応答し裁定する。矢の回収開始後の抗議は認めない。

< 改 定 >

第7条 本会員規約の改定は理事会と社員総会に提議して決議、承認のうえ施行する。

< 付 則 >

本規則・規約は、2023年6月1日より施行する。

【大会規則】

<目 的>

第1条 一般社団法人スポーツ吹矢振興協会（以下、本会という）の大会の概要を定める。

<大会名称と概要>

第2条 本会が主催する大会は、年に2回以上実施する。

2、 告知は会報・ホームページ等で行う。

<競技種目>

第3条 本会が定める「競技規則」に則り、当該大会実行委員会が定める。

<公式大会>

第4条 本会が承認したものを公式大会とする。承認を求める場合は「大会計画書」を本会へ提出する。

<参加資格>

第5条 参加資格については、当該大会実行委員会が定める。

2、 大会に出場を希望する者は、当該大会実行委員会が定めた要項に基づき申し込みを行う。

<参加費>

第6条 大会に出場を希望する者は、当該大会実行委員会が定めた参加費を納める。

<用具及び服装>

第7条 競技に使用する用具は、本会規定に沿ったものにする。服装については他の競技者への配慮に欠くような服装は厳禁とし、安全で軽スポーツに適した服装を着用する。

<競技会場>

第8条 屋内競技場で安全にスポーツ吹矢を行えることを原則とする。

2、 大会で使用する的及び的台は本会の規定に沿ったものとする。

3、 レーンにはそれぞれ符号をつける。その他、競技用ライン、競技回数表示板、記録掲示板、進行係用台、採点用具などを用意する。

<大会実行委員会>

第9条 大会の円滑な運営のため当該大会実行委員会を置く。

2、 審判員の選任及び競技判定で生じた時の対応等は、当該大会実行委員会が行う。

<採 点>

第10条 審判員が、採点・記録し、競技者が確認する。

<表 彰>

第11条 大会での成績は、審判長が確認し、当該大会実行委員長が承認したものを発表する。

2、 表彰は、原則として当日行う。ただし、名入れ等で時間が掛かる場合は、作成後、該当者に送付する。

<改 定>

第12条 本会員規約の改定は理事会と社員総会に提議して決議、承認のうえ施行する。

<付 則>

本規則・規約は、2023年6月1日より施行する。

【競技規則】

<目 的>

第1条 公正・公平な競技の実施を目的に、一般社団法人スポーツ吹矢振興協会（以下、本会という）の競技に関する規則を定める。

<競技用具>

第2条 競技用の筒、矢、的は、本会規格の用具を使用しなければならない。

（一） 筒

（イ）筒の長さは、120と100cmとする（本人の申告制とする）

（ロ）マウスピース及びシリコン製マウスピース等を、装着する。

（ハ）筒の固定に補助器具等を装着する必要がある場合は、事前に大会など競技の実行委員会に届け出る。

（ニ）筒立ての仕様は自由とする。

（ホ）障がいを持った競技者が、固定用具を使用するときは、事前に大会など競技の当該実行委員会に届け出る。

（ヘ）体験会用マウスピースは、大会及び競技会、段位級位認定試験審査に使用できない。

（ト）布などを使用しての、筒・マウスピース及び矢の掃除は、5本吹いたあと審判員の指示に従って行う。

（チ）筒先より30 c m以内に何物も貼付、印等をつけてはならない。

※筒立ては、スタートラインより前（的側）に置いてはいけない。

※「補助器具」とは、片腕欠損、麻痺等により、筒に矢を挿入する際や片手で吹く場合に、身体の一部を補助する用具（筒置き台、グリップ等）をいう。

※「固定用具」とは、三脚等を使用して、筒を一定の高さ・角度に固定、両手又は片手で持ち上げることなく、口のみを付けて吹く用具をいう。

（二） 矢

（イ）長さ22cm、重さ1 g 以内で、加工、修正をしていないもの。ただし筆記用具等で印を付けることは可とする。

（三） 的

(イ) 的ベースは一辺 33 cm とする。交換式的又は的シールを使用する。

(ロ) 配点

7 点 = 中心から半径 3 cm の白色部分 (中心の黒点を含む)

5 点 = 白の外側 3 cm の赤色部分

3 点 = 赤の外側 3 cm の白色部分

1 点 = 白の外側 3 cm の黒色部分

(ハ) 設置する高さは、黒点の中心を床上 160 cm とする。ただし、当該大会実行委員会に事前に、本人から申請することで、黒点の中心を床上 130 cm にすることもできる。なお競技途中での高さの変更は認めない。

<服 装>

第 3 条 安全で軽スポーツに適した服装を着用する。ただし他の競技者への配慮に欠けた服装は厳禁とする。

- 2、 そのほか競技会場にて個別に指定される場合は、そのルールに従う。またそれぞれの当該大会実行委員会がふさわしくないと判断した場合は、個別に競技者に注意する。
- 3、 当該大会実行委員会が不適切と判断する場合は、服装を変更する事を勧告する。2 回以上の勧告に応じない場合は退場を命じる。

<レーン>

第 4 条 的を所定の高さで等間隔に設置し、各レーンに記号を付ける。

- 2、 的の直下から手前に距離を計測し、所定の距離別にラインテープを貼りスタートラインとする。
- 3、 競技者は、定められたレーンでスタートラインの手前に立って競技を行う。

<試 矢>

第 5 条 競技者は、競技開始前に試矢 (3 本) をすることができる。

- 2、 試矢の前に、審判員は本規則第 2 条の用具点検を行い、不適格な物は交換を指示する。予備の用具を使用する場合は、その前に点検を受けなければならない。

- 3、 前項の指示に従わない者は失格となる。
- 4、 試矢のとき跳ね矢になっても、吹き直しはできない。

<ラウンド>

第6条 ラウンドにおける競技進行の合図は、競技進行担当者の「用意はじめ」、「30秒前」、「3分経過」、「終了（跳ね矢の場合は、吹き直し終了時点）」と合図する。競技進行のための用具は、ホイッスル・審判旗(赤・白)・タイマー等とする。

- 2、 3分以内に5本吹き1ラウンドとする(3分間ルール)。この3分以内に基本動作「①礼をする」から「⑧礼をする」までを行うものとする。
- 3、 1回に筒に矢を1本ずつ入れて吹くものとする。
- 4、 「3分経過」の合図以前に5本の矢を吹き終えた競技者は、筒をもって、静かに1歩位後退して待機する。
- 5、 「3分経過」の合図の時点までに、5本のうち吹き終えた矢は有効とし、吹き終えなかった矢は無効となる。
- 6、 1ラウンドに5本を超えて吹いた矢は、高得点順に超えた本数分が無効となる。
- 7、 「3分経過」の合図後に吹いた矢は、高得点順にその該当分が無効となる。
- 8、 ラウンドの基本動作進行中に不具合があったときは、これを中断し改めて「③筒を上げる」からやり直すことができる。
- 9、 「②構える」という動作の時、筒に矢を入れることができず、スタートラインよりの側に落下した場合は、その矢を拾わず、予備の矢を入れ直す。スタートライン上及び競技者側に落下した場合は、その矢を拾っても、予備の矢を入れ直しても可とする。
- 10、 「③筒を上げる」から、筒に入れた矢を落下させた場合や、意図的に取り出したものは、吹いたものとみなし入れ直すことはできない。
- 11、 手持ちの矢が無くなった場合、その時点でそのラウンドは終了とする。

<跳ね矢>

第7条 的や的シール及び的ベース（33cm四方）又は先着の矢に当たって跳ね返った矢は、跳ね矢とする。

- 2、 前項の跳ね矢を審判員が認めたときは、改めて吹き直すことができる。この間、前条の3分ルールは適用されない。

<採 点>

第8条 採点は、ラウンドごとに行う。

- 2、 競技者は、審判員の採点が終わるまで矢に触れてはならない。
- 3、 得点圏の境目にある矢は、高得点側で採点する。（触れていれば可）
- 4、 ダブル又はそれ以上重なった矢は、先行した矢の得点をなぞる。（先行した矢が7点なら重なった矢も7点と採点される）
- 5、 「3分経過」の合図より以前に、的から抜け落ちた矢は跳ね矢となり、合図の後に落ちた矢は無効となる。
- 6、 的に当たって跳ね返った矢が、的に刺さっている他の矢に支えられている状態の場合、審判員は終了合図後の採点の時に確認し、跳ね矢の場合、競技者に吹き直しを指示する。刺さっている場合は採点する。
- 7、 審判員が採点、記録して、競技者に告知する。

<抗 議>

第9条 採点に関する競技者の抗議は、審判員が応答する。ただし、裁定は担当副審判長等がする。

- 2、 採点の後、矢の回収開始後の抗議は認めない。

<順位決定>

第10条 順位は、各ラウンドの得点を合計し、高得点者から順に決定する。

- 2、 前項の決定にあたり同点者があるときは、順位決定戦を行う。
- 3、 順位決定戦は、当該大会実行委員会で決定した方法で行い、勝敗は審判長が裁定する。

<審判員の任命>

第11条 大会の審判員は、当該大会実行委員会が任命する。

<規則違反>

第12条 故意に本規則に違反したときは、出場停止又は失格となる。

<改 定>

第13条 本会員規約の改定は理事会と社員総会に提議して決議、承認のうえ施行する。

<付 則>

本規則・規約は、2025年6月1日より施行する。

【審判規則】

<目 的>

第1条 一般社団法人スポーツ吹矢振興協会（以下本会という）の審判制度を定め、競技の客観的公平・公正性を確保する。

<種 類>

第2条 本会の主催する大会の審判員は、A公認審判員・AA公認審判員・AAA公認審判員が、レーン審判員、審判員サポート、ゾーン審判員、副審判長、及び審判長に従事する。

<審判業務>

第3条 審判員は本会の公式大会において審判業務にあたる。

<審判の用具>

第4条 審判業務推進に当たっては、審判旗(赤・白)、バインダー、筆記用具、選手名簿、イエローカード、レッドカードを使用する。

<審判の手順>

第5条 審判の業務は次の手順で行う。

(一) レーン審判

① 競技者の確認をする。

競技者の氏名・レーン番号・吹く順番・吹く距離等。

② 吹矢用具のチェックを行う。

筒、及び矢が規定に適合しているかをチェックする。不適合の場合は注意勧告し、適合の用具に交換しなければ失格を宣言する。

③ 競技進行に合わせた職務

競技進行の放送後、選手の準備未完了の時は、ゾーン審判員によく見えるように、赤色旗を掲げる。競技者の準備が完了したら、赤色旗を降ろす。

(二) 審判員サポート

① レーン審判員の交代、支援

② 採点トラブルへの迅速な対応

- ③ 次競技者への準備を促す
- ④ 特設コーナーでの吹き直しの指導

(三) ゾーン審判員

担当ゾーンのレーン審判員の赤色旗が、すべて降りていることを確認（準備完了を表す）し、審判長、及び競技進行係に、白色旗をよく見えるように高く掲げる。

(四) 審判長及び競技進行係

ゾーン審判員の準備完了の合図を確認したら、競技を開始する。

(五) 競技開始

- ① 第1ラウンドの前に、試矢を行う。この時、跳ね矢でも吹き直しをさせない。
- ② レーン審判員は競技者がスタートラインを踏んでいたり、超えていたりした場合は、当該競技者に対して注意勧告する。2回目は失格を宣言する。
- ③ 「構える」動作時に、筒に矢を入れることができず、床に落下した場合やスタートラインよりの側に落下した場合は、その落下した矢を拾わず、予備の矢を入れ直すこと。スタートライン上、及びそれより競技者側に落下した場合は、その落下した矢を拾っても、予備の矢を入れ直しても可とする。
- ④ 「筒を上げる」動作に移ってから、筒に入れた矢が、筒の元あるいは先から落下した場合や取り出した場合は、吹いたものとみなし入れ直すことはできない。
- ⑤ レーン審判員は、競技者が吹いた矢が正常に刺さったか、跳ね矢になったか注視する。
- ⑥ 跳ね矢とは、競技規則第7条の通りとする。
- ⑦ 跳ね矢になった場合、競技者に分かるように「跳ね矢」と宣言し、すぐに立ち上がって赤色旗をゾーン審判員によく見えるように高く掲げる。
- ⑧ 3本以上跳ね矢になった場合、2本まではそのレーンで吹き直す。3本以上の時は、審判員が指示したレーンで吹き直す。
- ⑨ ゾーン審判員は、跳ね矢を知らせるレーン審判員の赤色旗を確認したら、すぐに審判長及び競技進行係に赤色旗をよく見えるように掲げる。

- ⑩ 全ての吹き直しが終了したらレーン審判員及びゾーン審判員は赤色旗を降ろし、ゾーン審判員は白色旗を掲げ、競技進行係に終了を伝える。
- ⑪ 競技者が吹き終わったら、筒をもって静かに1歩位下がって待機させる。

<採 点>

第6条 採点は、ラウンド毎に行う。

- ① レーン審判員は、的の正面に立ち採点する。
- ② 得点圏の境目にある矢は、高得点側で採点する。（触れていれば可）
- ③ ダブル又はそれ以上重なった矢は、先行した矢の得点をなぞる。（先行した矢が7点なら重なった矢も7点とする）
- ④ 5本を超えて吹いた矢は、高得点順に超えた本数分だけ無効とする。
- ⑤ 「3分経過」の合図より以前に的から抜け落ちた矢は跳ね矢となり、「3分経過」の合図の後に落ちた矢は無効とする。
- ⑥ 的に当たって跳ね返った矢が落ちずに、他の矢に支えられている状態の場合、レーン審判員は終了合図後の採点の時に確認し、跳ね矢の場合、選手に他のレーンにて吹き直しを指示する。
- ⑦ 得点を読み上げ、「得点票」に高い得点から、左から右へ記入する。得点圏外に刺さった矢、また床等に落下し無効になった矢の分は、「0」（ゼロ）と記入する。合計も正確に計算し合計点の欄に記入する。
- ⑧ 記入した「得点票」を競技者に確認させ、サイン、又はチェックの後、矢の回収を指示する。
- ⑨ 「得点票」は、大会本部が回収する。

<抗 議>

第7条 採点に関する選手の抗議は、当該レーン審判員が応答し、担当副審判長が決定する。

2、 副審判長の決定に不服がある場合は、審判長が最終裁定をする。

< 出場停止又は失格 >

第 8 条 故意に本規則に違反した時は、失格となる。

< 改 定 >

第 9 条 本会員規約の改定は理事会と社員総会に提議して決議、承認のうえ施行する。

< 付 則 >

本規則・規約は、2023年6月1日より施行する。

公認審判員規約

<目的>

- 第1条** 一般社団法人スポーツ吹矢振興協会（以下本会という）の公認審判員の制度を定め、競技の客観的公平・公正性を確保する。併せて公認審判員の養成とその資質の向上を図る。

<種類>

- 第2条** 公認審判員の種類は、A公認審判員・AA公認審判員・AAA公認審判員の3種類とする。

<受験資格要件及び講習、試験、選任>

- 第3条** 公認審判員になろうとする者は、次の資格を有すること。

（一） A公認審判員

- ① 本会会員で、入会後2年以上、またはこれと同等と本会理事会に認められた三段位以上の段位保持者。
- ② 資格認定試験に合格する。

（二） AA公認審判員

- ① A公認審判員認定後、本会主催の大会及び都道府県大会以上に、5回以上審判・スタッフとして従事する。
- ② 資格認定試験に合格する。

（三） AAA公認審判員

- ① AA公認審判員認定後、本会主催の大会及び都道府県大会以上に、5回以上審判・スタッフとして従事する。
 - ② 資格認定試験に合格する。
- 2、 各公認審判員は、資格認定試験に合格後、本会代表理事が任命する。
- 3、 「公認審判員認定証」、「公認審判員証」を発行する。

<資格の有効期限>

- 第4条** 公認審判員の資格有効期限は3年とする。

<責 務>

第5条 公認審判員の責務は、次の通りとする。

- (一) 大会で、審判員として従事する。
- (二) 規定に基づき、公平・公正・厳正な審判を行う。
- (三) スポーツ吹矢の基本動作を正しく身につける。
- (四) スポーツ吹矢の自らの技術向上に努める。
- (五) スポーツ吹矢の広く一般への普及・振興に努める。

<権 限>

第6条 公認審判員に認定された者は、次の権限を有する。

- (一) A公認審判員は、本会主催の大会のレーン審判員・審判員サポートに従事することができる。地方大会ではレーン審判員・審判員サポート・ゾーン審判員・副審判長及び審判長に従事することができる。
- (二) AA公認審判員は、本会主催の大会のレーン審判員・審判員サポート・ゾーン審判員及び副審判長に従事することができる。地方大会ではレーン審判員・審判員サポート・ゾーン審判員、副審判長及び審判長に従事することができる。
- (三) AAA公認審判員は、本会主催の大会及び地方大会のレーン審判員・審判員サポート・ゾーン審判員・副審判長及び審判長に従事することができる。

<役 割>

第7条 公認審判員は、当該大会実行委員会の要請により審判長、副審判長、ゾーン審判員、審判員サポート、レーン審判員、その他審判員及びスタッフの職務に従事する。

(一) レーン審判員

(イ) 競技開始から終了まで2レーンを1名で担当する。

(ロ) 競技者の、距離区分、立ち順、氏名は得点票により競技開始前に確認する。

(ハ) 競技者の使用する用具のチェック及びスタートライン踏みについては、競技進行係の指示で点検する。

(ニ) ラウンド中は、競技時間、始めの合図・30秒前コール・3分経過・終了の合図という流れを常に意識し、競技者の動作と跳ね矢の判定に注意を集中する。

(ホ) 5本吹き終えた競技者をスタートラインから一歩位静かに下げさせ、待機させる。

(ヘ) 跳ね矢の時は「跳ね矢」を宣言し、赤色旗を掲げてゾーン審判員に明示する。吹き直しが終了した時点で赤色旗を下げる。

(ト) 的に当たって跳ね返った矢が、落ちず、他の矢に支えられている状態の場合、レーン審判員は終了合図後の採点の時に確認し、跳ね矢の場合、競技者に他のレーンにて吹き直しを指示する。

(チ) 採点中は、競技者を的から一歩離れて待機させ、得点票に記入、合計点を確認させる。

(リ) 競技者に審判行為に関すること以外で話しかけない。

(二) 審判サポート

(イ) 審判サポートは、レーン審判員、ゾーン審判員、副審判長が欠席等で従事できない場合、代行を務める。

(ロ) 各審判員の要請により、一時的に審判交代を行う。交代は、ラウンド単位で行う。

(ハ) 跳ね矢を「吹き直しレーン」で吹かせるときは、レーン審判員から引継ぎ、「得点票」に記入する。

(三) ゾーン審判員

ゾーン審判員は、各レーン審判員の審判旗による合図を確認し、速やかにその状況を自らの審判旗を掲げて、競技進行係に伝達する。

(四) 副審判長

(イ) 副審判長は、管轄下のレーン審判員を統括し、裁定に当たる。

(ロ) 審判長が欠席で従事できない時は、その代行を務める。また、レーン審判員への助言を行い、競技者からの採点抗議に対する裁定を行う。

(ハ) 同点順位決定戦の進行や判定等について審判長の補佐をする。

(五) 審判長

(イ) 審判長は、競技進行係と連携して各ラウンド毎に開始から終了の合図までの流れを確認し統括する。

(ロ) 採点又は競技進行に関する抗議について最終裁定権を持つ。

(ハ) 同点順位決定戦には、自ら進行を担当し判定を行う。

<受験料・認定料・資格維持費・謝金等>

第8条 各種料金は次の通りとし、本会へ納める。

- (一) 受験料は、1,000円とする。
- (二) 認定試験に合格後、当初の認定料は3,000円とする。
- (三) 公認審判員が本会主催の大会に従事した時の謝金は、A公認審判員2,000円、AA公認審判員3,000円、AAA公認審判員4,000円（各1回あたり）とする。

<資格喪失>

第9条 資格を失った者が、再び公認審判員の認定を受ける場合は、「資格認定試験」を受験しなければならない。

- 2、 いかなる理由であっても公認審判員の資格を喪失した場合は、「公認審判員認定証」及び「公認審判員証」を本会へ返還しなければならない。

<休 止>

第10条 公認審判員が活動を休止する場合は、「公認審判員休止届出書」を本会へ提出する。

<資格の返上>

第11条 資格を返上する場合は「公認審判員認定証」及び「公認審判員証」を本会へ返還する。

<経歴カード>

第12条 公認審判員として大会に従事した実績及び講習会出席実績の経歴カードを作成する。

<服装等>

第13条 審判に従事する公認審判員の服装は、スポーツ吹矢の公認審判員にふさわしい、軽スポーツに適したものとする。

<改 定>

第14条 本会員規約の改定は理事会と社員総会に提議して決議、承認のうえ施行する。

<付 則>

本規則・規約は、2023年6月1日より施行する。

一般社団法人スポーツ吹矢振興協会 受験料・認定料・会費等一覧

①段位・級位・マスターズクラス段位認定料

●段位・級位認定料

審査権限	段級位	受験間隔	距離	実施 ラウンド数	実技得 点	平均点	基本動 作点	受験料	認定料
公認指導員 三段位まで	5級位	初段位まで 各30日	5m	2R	42点 以上	21点 以上	—	1,000円	1,500円
	4級位		5m	2R	46点 以上	23点 以上		1,000円	1,500円
	3級位		5m	2R	50点 以上	25点 以上		1,000円	1,500円
	2級位		6m	3R	75点 以上	25点 以上		1,000円	1,500円
	1級位		7m	4R	100点 以上	25点 以上		1,000円	1,500円
	初段位		8m	4R	100点 以上	25点 以上	基本動 作がで きる	3,000円	3,000円
	二段位	初段位合格か ら三段位受験 まで各60日	9m	6R	150点 以上	25点 以上		3,000円	6,000円
	三段位		10m	6R	150点 以上	25点 以上	32点 以上	3,000円	6,000円
上級公認指導 員、師範・准師 範	四段位	三段位合格か ら五段位受験 まで各90日	10m	6R	162点 以上	27点 以上	32点 以上	3,000円	10,000円
五段位を持つ上 級公認指導員、 師範・准師範	五段位		10m	6R	174点 以上	29点 以上	35点 以上	3,000円	10,000円
六段位を持つ上 級公認指導員、 師範・准師範	六段位	五段位合格か ら120日	10m	6R	186点 以上	31点 以上	35点 以上	5,000円	30,000円
本会が 選任した者	七段位	六段位合格か ら八段位受験 まで各180日	10m	6R	198点 以上	33点 以上	37点 以上	5,000円	40,000円
	八段位		10m	6R	204点 以上	34点 以上	38点 以上	5,000円	40,000円

●マスターズクラス段位認定料

審査権限	段位	受験間隔	距離	実施 ラウンド数	実技得 点	平均点	基本動 作点	受験料	認定料
公認指導員 三段位まで	マス ターズ 初段位	1級位合格か ら30日	7m	4R	100点 以上	25点 以上	基本動 作がで きる	3,000円	3,000円
	マス ターズ 二段位	初段位合格か ら三段位受験 まで各60日	7m	6R	150点 以上	25点 以上		3,000円	6,000円
	マス ターズ 三段位		8m	6R	150点 以上	25点 以上		3,000円	6,000円
上級公認指導員	マス ターズ 四段位	三段位合格か ら五段位受験 まで各90日	8m	6R	162点 以上	27点 以上	32点 以上	3,000円	10,000円
五段位を持つ上 級公認指導員、 師範・准師範	マス ターズ 五段位		8m	6R	174点 以上	29点 以上	35点 以上	3,000円	10,000円
六段位を持つ上 級公認指導員、 師範・准師範	マス ターズ 六段位	五段位合格か ら120日	8m	6R	186点 以上	31点 以上	35点 以上	5,000円	30,000円

●段位・マスターズクラス段位審査料

段位受験者数	審査員	審査補助員	合計
1名	3,000円	1,000円	4,000円
2名～8名	5,000円	2,000円	7,000円
9名以上	10,000円	4,000円	14,000円

②公認指導員・上級公認指導員・公認審判員

	受験料	認定料	資格維持費/1年毎
公認指導員	10,000円	10,000円	3,000円
上級公認指導員	10,000円	10,000円	5,000円
各公認審判員	1,000円	3,000円	無料

③入会金・年会費

本人	無料
家族	無料
ジュニア	無料
障がい者	無料

[スポーツ吹矢規則集]

2020年1月15日	第1版	一般社団法人銀座スポーツ吹矢倶楽部
2021年12月1日	第2版	一般社団法人スポーツ吹矢振興協会
2022年4月1日	第3版	一般社団法人スポーツ吹矢振興協会
2023年6月1日	第4版	一般社団法人スポーツ吹矢振興協会
2025年6月1日	第5版	一般社団法人スポーツ吹矢振興協会